

類別 機械器具 38 医療用鉤  
一般的名称 鉤 JMDN 35105000  
一般医療機器

## 販売名 マーチン 鉤

### 【禁忌・禁止】

本製品を曲げ、切削、打刻（刻印）等の二次的加工（改造）することは、折損の原因となるので絶対に行なわないこと。

### \*【形状・構造及び原理等】

#### \*組成

ステンレス鋼、チタン合金

#### \*形状

本品は鉤の形状をしている。代表例を以下に示す。



### \*【使用目的又は効果】

身体組織等を剥離、除去又はひっかける。

### 使用目的又は効果に関連する使用上の注意

製品に腐蝕、錆などが認められる場合は使用しないこと。

### 【使用方法等】

本品は、未滅菌品であるので、使用前に必ず洗浄・滅菌すること。オートクレーブを使用して蒸気滅菌する。

滅菌条件 121°C 20 分間

126°C 15 分間

134°C 5 分間

### 【使用上の注意】

#### \*\*その他の注意

- 1) 折損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の力（応力）を加えないこと。
- 2) 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないよう、直ちに洗浄液等に浸漬すること。
- 3) 塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるのでできるだけ使用を避けること。使用中に付着した時には水洗いすること。

### 【保管方法及び有効期間等】

#### 保管方法

- 1) 貯蔵・保管に当たっては、洗浄をした後、腐蝕を防ぐために保管期間の長短にかかわらず必ず乾燥すること。
- 2) 滅菌済みのものを貯蔵・保管するにあたっては、再汚染を防ぐため清潔な場所に保管をするとともに、有効保管期間の管理をすること。

### 【取扱い上の注意】

製品にキズがつかないよう、注意すること。

### 【保守・点検に係る事項】

- 1) 使用後は、できるだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、職業感染防止のために洗浄・消毒すること。
- 2) 汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用すること。
- 3) 洗浄装置（超音波洗浄装置、ウォッシュシャーディスインフェクタ等）で洗浄するときには、先端が他の製品と接触して損傷がないように注意をすること。
- 4) 洗剤の残留がないように十分にすすぎをすること。仕上げすぎには、浄化水（濾過、蒸留、脱イオン化等）を用いることを推奨する。
- 5) 洗浄後は、腐蝕防止のために、直ちに乾燥すること。
- 6) 使用（滅菌）前に、汚れ、傷、曲がり、折損等、異常がないか点検をすること。
- 7) 点検後、セット・包装をし、高圧蒸気滅菌をすること。なお、滅菌のためのセット・包装にあたっては、確実に滅菌できるよう配慮すること。
- 8) 強アルカリ／強酸性洗剤・消毒剤は、器具を腐食させるおそれがあるので、使用を避けること。  
金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄の時、使用しないこと。

### 【主要文献及び文献請求先】

#### 文献請求先

日本マーチン株式会社（下記）

### \*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

#### 製造販売業者

日本マーチン株式会社

東京都文京区西片 1-15-15

TEL03-3814-1431

#### \*外国製造業者 1

カール ライビンガー メディツインテクニック  
有限合資会社  
Karl Leibinger Medizintechnik GmbH & Co. KG  
ドイツ連邦共和国

#### \*外国製造業者 2

ゲブリューダーマーチン社  
Gebrüder Martin GmbH&Co. KG  
ドイツ連邦共和国